

日本成長戦略会議の開催について

〔 令和 7 年 11 月 4 日
日本成長戦略本部決定 〕

1. 日本成長戦略本部の下、リスクや社会課題に対し、先手を打った官民連携の戦略的投資を促進し、世界共通の課題解決に資する製品、サービス及びインフラを提供することにより、更なる我が国経済の成長を実現するため、その具体化に向けて、日本成長戦略会議（以下「会議」という。）を開催する。

2. 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、次に掲げる国務大臣以外の国務大臣を、議案を限って、構成員として、臨時に会議に参加させ、又は関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣総理大臣

副議長 内閣官房長官
日本成長戦略担当大臣

構成員 内閣府特命担当大臣（経済安全保障）、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、防衛大臣その他内閣総理大臣が指名する国務大臣及び内閣総理大臣が指名する有識者

3. 会議の庶務は、内閣府等関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。

4. 前三項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

附 則

1. この規程は、令和 7 年 11 月 4 日から実施する。

2. 新しい資本主義実現会議の開催について（令和 3 年 10 月 15 日新しい資本主義実現本部決定）は廃止する。ただし、廃止前の新しい資本主義実現会議が検討した事項等については、会議に引き継がれるものとする。